

社会福祉法人 新潟慈生会
介護老人保健施設「マチュアハウス横越」

「介護保健施設サービス」運営規程

第 1 章 総 則

第 1 条 社会福祉法人新潟慈生会が開設する介護老人保健施設「マチュアハウス横越」が実施する介護保健施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第 2 条 要介護者に対し、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 介護保険法における要介護状態と認定された利用者の方々に対し、日常生活能力の維持及び向上を目的に、家庭的な雰囲気の中で医療ケア及び看護・介護サービスを提供し、地域との交流を図りつつ、関係行政機関及び地域医療機関等との密接な連携のもとスムーズな家庭復帰を目指す。

(名称及び所在地)

第 4 条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設「マチュアハウス横越」
- (2) 所 在 地 新潟県新潟市江南区阿賀野 1 丁目 2 番 2 号

(職 員)

第 5 条 介護老人保健施設「マチュアハウス横越」には、次の職員をおく。

- (1) 施設長（医師を兼務） 1 名
 - (2) 事務長 1 名
 - (3) 事務員 2 名
 - (4) 支援相談員 1 名以上
 - (5) 看護師 10 名以上
 - (6) 作業療法士又は理学療法士又は言語聴覚士 2 名以上
 - (7) 介護職員 24 名以上
 - (8) 管理栄養士 1 名以上
 - (9) 介護支援専門員 1 名
- 2 その他業務上必要あるときは、嘱託及び臨時職員をおくことができる。

(入所人員)

第 6 条 入所人員は 95 名とする。

(協力病院)

第 7 条 本施設における協力病院は、亀田第一病院及び新潟南病院である。

第 2 章 職員及び職務

(職 務)

第8条 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 施設長は、本法人の理事長（以下、理事長とする。）の命を受けて、介護老人保健施設「マチュアハウス横越」を代表し、本施設の業務を管理し、職員を指導監督する。
- (2) 医師（施設長）は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 事務長は、医療及び介護業務以外において、施設長を補佐し、施設長事故あるときは、その職務を代行するとともに、本施設の運営に関する事務を掌理する。
- (4) 看護師長は、医療及び介護業務において、施設長を補佐し、施設長事故あるときは、その職務を代行するものとする。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるほか、市町村との連携をはかる。
- (6) 看護師は、医師の指示に基づく医療行為を行うほか、施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (7) 作業療法士又は理学療法士又は言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (9) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行うとともに、調理委託業者との調整をはかり調理員の指導にあたる。
- (10) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに要介護認定及び要介護認定更新等の申請手続きを行う。

(職員の服務規律)

第9条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、利用者に対し、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。

(虐待防止のための措置)

第10条 事業所は、利用者・入所者の人権の擁護・虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置を講じなければならない。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

2 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(専決事項)

第11条 施設長は次の事項を専決処理することができる。

- (1) 職員の任免。
- (2) 施設名をもってする、文書の往復・発表等を行うこと。
- (3) 職員の事務分掌を定めること。
- (4) 職員の出張、超過勤務、夜勤を命じ又は外出、休暇等を許可すること。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第12条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

第13条 施設長は、施設運営上特に重要とみられるもの、又は異例なものについては、理事会の承認を受けなければならない。

第 3 章 施設サービスの内容及び利用料

(介護保健施設サービスの内容)

第14条 介護保健施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- ①入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上のお世話
- ②健康チェック
- ③療養上のお世話
- ④機能訓練及びその他必要な医療
- ⑤退所時指導

2 本施設において、自ら必要な医療を提供することが困難である場合、協力病院である「亀田第一病院」及び「新潟南病院」を始め、その他適当な病院若しくは診療所への受診の為の措置を講じる。

(退所の扱い)

第15条 前条第2項に規定する事由が発生し、病院での入院加療が必要となった場合は、退所とします。

(利用料その他の費用の額)

第16条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額の1割(又は2割、又は3割)の額とする。
- (2) 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、理美容代、私物の洗濯代、その他の費用等を、利用約款掲載の料金により支払を受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)における利用者の自己負担額については、別途資料にて説明し支払を受ける。
- (4) 費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- (5) その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度、利用者又はその家族に説明をし同意を得たものに限り支払を受ける。

(施設利用に当たっての留意事項)

第17条 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理も適正に行う。
- 3 感染症の発生、蔓延しないよう、必要な措置を講じる。
- 4 利用に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 5 診療に当たっては、療養上妥当適切に行う。看護、医学的管理の下における介護については、適切な技術により行い、1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。
- 6 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

第 4 章 利用者の規律

(利用者の服務)

第18条 利用者はこの運営規程に定めるところにより、本施設の規律に従わなければならない。

(遵守事項)

第19条 利用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し又は自己の意志で他人の自由を侵さないこと。
- (2) 建物及び物品は大切に扱い、備品の位置及び形状を無断で変更してはならない。

- (3) 指定された居室は勝手に変更してはならない。
- (4) 施設内では、指定の場所以外は、火気を使用し又は喫煙をしてはならない。
- (5) 本施設への所持金その他貴重品の持ち込みは、原則として禁止するものとする。
- (6) 利用者は、既に届け出ている事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出なければならない。

(外泊及び外出)

第20条 利用者が、外出又は外泊をするときは、所定の用紙に外出先又は外泊先、用件及び施設への帰着する予定日時等を記入し、あらかじめ施設長に届け出て承認を得なければならない。

第 5 章 その他の運営事項

(記録の整備)

第21条 本施設は、施設及び構造設備、職員、会計、入退所の検討並びに入所者等に対する施設療養その他のサービスの提供に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 諸記録の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わるものとする。

(非常災害対策)

第22条 本施設において、施設長は、自然災害、火災、その他の災害について、あらかじめ防災計画を立て、関係諸官庁と連絡を密にし、定期的な防災訓練と防災設備の点検、整備を行い、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

第 6 章 その他

(その他)

第23条 この規程の実施について必要な細則は、施設長が別に定める。

付 則

この規程は平成12年 4月 1日から施行する。

平成15年 4月 1日改定

平成16年 4月 1日改定

平成17年 3月21日改定

平成17年10月 1日改定

平成18年 4月 1日改定

平成19年 4月 1日改定

平成21年 4月 1日改定

平成22年 4月 1日改定

令和 5年 4月 1日改定

令和 6年 2月 1日改定